北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2020年10月7日　赤字：更新箇所

国・地域および施設	日本外務省による感染症危険レベル※1	日本からの渡航者や日本人の入国または入域※2		入国制限および入国者に対する検疫	発出日または更新日	詳細
国						
ノルウェー	**レベル3（渡航中止勧告）**	×	入国許可の条件に該当しない場合、別途通知されるまで入国禁止。	ノルウェー政府発行の滞在許可を持たない外国人の入国を、原則として8月20日まで拒否するとしていたが、同措置は8月14日からさらに60日間延長されることが決定された。従って、現在日本に居住し、ノルウェー政府発行の滞在許可を持っていない日本国籍保有者は、原則としてノルウェーに入国することができない。例外として入国を許可される外国人の条件は以下である。 ・ノルウェーにいる家族又は恋人等確立された関係にある者を訪れるEU・EEA（欧州経済領域）圏外（いわゆる第三国）からの者 ・家族移民のためノルウェーに入国する者　・農業などに従事する季節労働者 ・EEA・シェンゲン加盟国外からの客員研究員（3か月以内の短期研究） ・EEA・シェンゲン加盟国地域の居住者（感染状況が一定の基準を満たしていない地域の居住者は、入国後10日間の自宅待機義務） 入国許可の規定は継続的に評価され、8月14日から60日延長された事実にかかわらず変更されることがある。例外的に入国禁止の国・地域からノルウェーに入国した場合は、入国後10日間の自宅待機が求められる。ノルウェーへの入国者はPCR検査（任意）を提供されるが、PCR検査で陰性であったとしても、ウイルスを持ち込んでいないことを保障するものではないので、自宅待機が免除されるわけではない。 第三国（日本を含む）からの入国が許可される熟練労働者の条件については、ノルウェー移民局（UDI）のHPを確認のこと。 8月14日から60日間延長していた第三国からノルウェーに到着する者への入国制限（例外適用を除く）は、別途通知されるまで継続される。例外的に入国が認められる場合は、ノルウェー当局が各ケースに応じて入国の可否を判断する。（在ノルウェー日本国大使館領事班）	10月3日	https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00046.html
アイスランド	**レベル3（渡航中止勧告）**	△	入国可能。空港でのPCR検査又は2週間の自主隔離措置のいずれかを要請される。	入国を許可される条件は以下である。 ・EEA・EFTA域内からの入国者（6/15~）・EEA・EFTA域外からの学生および業務目的の専門家（6/15~） ・日本を含む14カ国およびシェンゲン加盟国（7/15~） 6月15日以降、EEA（欧州経済領域）・EFTA（欧州自由貿易連合）域内（いずれもノルウェーを含む）からの入国者は、14日間の自主隔離または感染検査のいずれかを選択することで入国が許可される。EEA・EFTA域外からの入国者に関しては7月1日以降の入国制限緩和を検討。ただしEEA・EFTA域外からの学生および業務目的の専門家の入国は、例外措置として6月15日から入国が許可される。入国リストに掲載されていないEU・シェンゲン域外からの入国であっても、学生およびビジネス目的の専門家の入国に関しては今後も制限措置は例外として免除。8月19日以降、入国者全員に対し二回のPCR検査を義務化。空港等で入国時に一回目のPCR検査（有料）を受診し、二回目（無料）は4-5日間自主隔離後、各地の診療所で実施。	8月14日	https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/topics.corona.0814.html
スウェーデン	**レベル3（渡航中止勧告）**	○	入国可能。	EU加盟国等以外からスウェーデンへの不要不急な入国を一時的に禁止する措置を10月31日まで延長。ただし、スウェーデン国籍者や滞在許可保持者等は入国可能とする。この措置は、スウェーデンを経由した EU への入国も一時的に禁止するため注意。上記措置において、日本は例外とされている。	8月28日	https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=97255
フィンランド	**レベル3（渡航中止勧告）**	○	入国可能。10月18日まで入国制限、自主待機は求められない。	渡航に際しては、原則、渡航者の国籍別ではなく、居住する国別で入国制限が異なる。制限は概ね以下の3つのカテゴリーに分けられる。制限の基準は、各国の過去2週間で10万人当たりの新規感染者数25としており、基準以下の国からの入国は制限されず、入国後14日間、検疫相当の自主待機も求められない。 （1）EU・シェンゲン域内国等欧州の国で感染拡大状況がフィンランドと同程度に良いと認められる国 入国制限は解除され、入国後14日間、検疫相当の自主待機は求められない。 （2）EU・シェンゲン域内国で感染拡大状況が、フィンランドと同程度と認められない国 フィンランド人とその家族、滞在許可を持つ外国人、その他必要な移動の目的のある方のみ入国が認められ、入国後14日間、検疫相当の自主待機を求める。 （3）EU・シェンゲン域外国でEU理事会の勧告で入国を認めてよいとされる国 入国後の14日間の自主検疫は不要。 8月24日より日本は入国規制が再開されていたが、9月19日から規制を再度解除する。入国後14日間の自主検疫は不要。今回の入国規制措置緩和の決定は10月18日まで有効とする。	9月28日	https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00011.html

デンマーク	**レベル3（渡航中止勧告）**	△	入国可能。入国者は入国後の検査が推奨される。	デンマークでは、各国が「開放国」「検疫国」「国境地域」等に分類され、カテゴリーごとに異なる入国制限が行われている。日本は7月4日に「検疫国」から「開放国」に変更され、以下の入国制限が適用される。 （1）7月4日より、日本からの旅行者の入国が可能。ただし、観光目的で入国する場合は、デンマーク国内での6泊以上の宿泊予約が条件であるため、宿泊証明書等を入国時に提示する必要がある。 （2）6月27日から、日本を含む全ての国から、デンマークに居住する婚約者、交際相手、親、子、祖父母、孫等の訪問のための入国が可能。渡航者は入国前72時間以内の検査の陰性結果等を提示する必要注があるほか、必要書類をダウンロードし記入した上で、デンマークに居住する訪問相手の保険証のコピーや婚姻証明書等を提示することが求められる。（注：日本は7月4日以降、「開放国」となり、以後「開放国」のままである限り陰性結果の提示は求められない。） （3）6月27日から、日本を含む全ての国からのビジネス出張者の入国条件が大幅に緩和され、ビジネス関係を証明する電子メールや会議への案内状及びデンマーク国内のコンタクト先を証明する文書等を提示すれば基本的に入国が可能。 （4）上記（2）、（3）以外の場合、日本を含む「開放国」からの入国が認められる条件についての詳細はコロナポータルサイトで確認のこと。 9月3日、デンマーク国家警察は、すべてのデンマークの国境検問所で、これまで入国者一人一人に対して行われていた完全な国境管理に代えて、ランダムに入国者をチェックするランダムチェック式の国境管理を実施する旨発表。国際空港においては、「開放国（9月10日現在、日本を含む）」からの入国についてもランダムチェックによる管理が行われる。(在デンマーク日本国大使館領事部)	9月28日	https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2
ロシア	**レベル3（渡航中止勧告）**	×	入国許可の条件に該当しない場合、入国禁止。	入国を許可される条件は以下である。ただし、入国者は14日間の自主隔離が必要。 ・治療、看護により入国を希望する外国人　・労働許可を所有する外国人専門家　・スポーツ分野での労働活動に参加するための高度の技能を有する専門家及びロシア国内におけるスポーツイベントへの参加者 4月29日、ロシア首相府は外国人の入国制限措置を、5月1日以降も期限を定めず延長すると発表。 全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するに当たり、また、ロシア国境を通過するに当たり、ロシアへの渡航直前３日以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）を所持することが必要となる。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を実施する義務がある。(9/11外務省海外安全HP) ロシア連邦サハ共和国においては国内移動の制限を7/2付けで解除（但し、65才以上の高齢者、慢性疾患や免疫抑制患者を除く）。市街交通（タクシー、バス）、レナ川水上交通、フードコート・遊技場を除く商業施設、 図書館、美術館、観光施設の利用再開。域外から到着後14日間の自己隔離を停止（但し、季節労働者、交代勤務者、UdachnyおよびAikhal到着者を除く）。第3ステージへの制限解除は7月15日までに公表予定。 現在 EUからロシア国内へのフライトはすべて欠航。（7/1現地からの情報）	9月11日	https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji20200506.html
カナダ	**レベル3（渡航中止勧告）**	×	入国許可の条件に該当しない場合、9月30日まで(延長の可能性あり)入国禁止。	入国を許可される条件は以下である。ただし、入国者は14日間の自主隔離が必要。 ・米国からの入国（10月21日まで不要不急の移動を制限）　・乗務員、永住者、カナダ市民及び永住者の近親者外交官等 カナダ国籍者及び永住者の外国籍の近親者について、新型コロナウイルスの感染、症状を示しておらず少なくとも 15 日間滞在する場合、カナダへの入国禁止から免除される。ただし、入国した後14日間の隔離措置は必要。カナダ入国者が信頼できる自己隔離計画を示せない場合にはホテル等の指定施設で自己隔離を行うことを義務付ける。カナダの空港において出発/到着する全てのフライトの搭乗者は、空港のスクリーニング・チェックポイント等において非医療用マスクの着用を義務付ける。また、搭乗手続きにおいて非医療用マスクを所持していることを示す必要があり、示すことができない場合、搭乗は許可されない。すべての航空会社は国際線の出発地から発つ前に、カナダに渡航する全ての搭乗者の体温検査を導入する.	10月1日	https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid19_20200330.html
米国	**レベル3（渡航中止勧告）**	△	入国可能。入国者は入国後14日間の自主隔離が必要。	10月6日現在、米国疾病予防管理センター(CDC)は日本の感染症危険情報度合いをレベル3(渡航中止勧告)とし、日本から米国へ渡航する方は入国から14日間にわたり、ホテル等の宿泊施設や自宅等にて待機を命じる。6月15日、デルタ航空などを含むアメリカの主要航空会社は全ての乗客に対し、マスクまたはフェイスカバーの着用を求める取り組みを強化することを発表。各社は乗客と乗務員に対してマスク着用を求めるルールを厳格化し、指示に従わない場合は搭乗を拒否する。 日本から米国へ渡航する方は原則として14日間にわたる自己隔離が義務付けられているが、一部の州では自己隔離を「推奨」に変更し規制を緩和。日本からニューヨーク州へ訪れる渡航者は事前に申請フォームの提出が必要となり、入州後は14日間の自己隔離が求めらる。	10月6日	https://esta-center.com/news/detail/990100.html

地域				
ノルウェー領 スバールバル諸島	ノルウェー国内からの移動者に対し検疫を求めない。ただし、スバールバル諸島へ渡航する前にノルウェー本国で10日間の隔離が必要。	6月1日から、ノルウェー国内からスバールバル諸島へのレジャー旅行が許可される。6月15日より、最大250人までが乗船するフェリーでのクルーズを行うことを許可されたが、沿岸急行船での新型コロナウイルス感染発生を受け、乗客乗員が100人以上の船舶（クルーズ船）はノルウェーの領土及びスバールバルに上陸することはできない。本規制は8月3日に導入され少なくとも14日間続くとされていたが、さらに1週間延長。 第三国から仕事目的でスバールバルへ渡航する場合、ノルウェー本国への入国は拒否されない（9/30ノルウェー移民局からの情報）。ただし、入国の可否はノルウェー当局が状況に応じて判断する（在ノルウェー日本国大使館）。 スバールバルに永住する外国人は、国外からスバールバルへ旅行する時にノルウェー本国を経由することができる。ただし、スバールバルへ旅行する者は、ノルウェー本国で隔離される必要がある。（Governor of Svalbard）	8月28日	https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00046.html
グリーンランド	検査及び検疫規則に従うことが求められる。	6月15日からグリーンランド発着の商業フライトを再開。グリーンランドへ渡航する際は渡航前5日以内に検査を受け陰性であること、グリーンランド到着後5日間の自宅待機の後、再検査を受けることが必要。また、SUMUT フォーム（入管審査書類）の提出が必要。	6月3日	https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100061905.pdf
米国アラスカ州	PCR検査の結果提示および検査中であることを示す証明が必要。	8月11日以降、アラスカ州に到着する非居住者は、出発前72時間以内におこなったPCR検査の結果が陰性であること、または検査中であることを示す証明が必要となる。事前検査を受けずに到着した非居住者は、250ドルで検査の上、結果が判明するまで隔離が必要となる。	8月11日	https://covid19.alaska.gov/travelers/
共同利用施設				
ニーオルスン基地		ノルウェー到着後、オスロで10日間隔離された後にニーオルスンへ渡航できる。 Kings Bay社はノルウェーへの渡航が許可されている国に対して、制限や規則を課さない。渡航を予約する前に、ノルウェーや自国、自国の研究機関における規制を確認すること。自国の基地に滞在する場合や野外活動を含む全ての訪問者は、コロナウイルス対策に関わる食事や清掃費として追加料金（1人:210NOK/日 ※7/20より料金改定）を支払う必要がある。コロナウイルスの拡大リスクを抑えるため、 Kings Bay社が受入れできる研究者の数は制限されており、貸出し可能な部屋は計39名分（1部屋1人）である。（Kings Bay社） ロングイヤービンーニーオルスン間の航空機、ニーオルスン空港の送迎バス内ではマスクの着用が義務付けられる。	7月23日	https://kingsbay.no/
スバールバル大学（UNIS）オフィス		4月27日から学生とスタッフに向け閉鎖していた大学を段階的に再開。2020年の夏季、秋季に予定されていたコースは中止。6月16日現在、一部のフィールドワークを再開している。2021年春季コースの申込み受付けを開始（10月15日締切り）。 学内の感染予防対策については、右記詳細に示すURLをを確認のこと。	4月7日 4月29日 6月16日 9月10日	https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/
共同研究提携施設				
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）		フェアバンクス校施設の一般利用はできない。訪問者は、承認された目的でのみ学内への立入りが可能。	6月1日	https://sites.google.com/alaska.edu/coronavirus/uaf/uaf-status
チェコ・スバボーダ基地（ロングイヤービン）		2020年の施設運用は限定的となる。Payer Houseは6月から制限なしに運用する。Nostoc field stationは閉鎖する可能性がある。観測船Clioneは、8月の航海を終了した。	9月23日	https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/season-2020-will-be-limited-due-to-the-covid19.html
グリーンランド天然資源研究所（GINR）施設		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	―	https://natur.gl/?lang=en
カナダ極北研究ステーション（CHARS）基地		CHARSキャンパスへの全ての訪問予定をキャンセルとする。また、公共スペースの使用を停止する。 2020年秋期の間は一般利用できず、フィールド調査や対面の活動はできない。2021年の利用再開を予定している。	9月1日	https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/polar-updates-newsletter/issue-15.html#h2-1
ロシア スパスカヤパッド観測拠点		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	―	–
ロシア ケープ・バラノバ基地		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	―	–
カナダ ラバル大学　北方研究センター（CEN）		研究ステーションはCENより通知があるまで予約できない。	―	http://www.cen.ulaval.ca/en/index.php

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

カテゴリー	発出の目安
レベル１：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（ＩＨＲ）第４９条によりＷＨＯの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル２：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、ＩＨＲ第４９条によりＷＨＯの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第１２条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」としてＷＨＯ事務局長が認定する場合等。
レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、ＩＨＲ第４９条に規定する緊急委員会において、第１２条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」が発出され、同第１８条による勧告等においてＷＨＯが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル３に定めるＷＨＯが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。